平成２３年（フ）第２２３号
千葉県山武市松尾町五反田3033番地１　アークピア五番館103
債務者　高橋　好美
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５４７号
相模原市中央区田名1605番地１
債務者　宮本　和彦
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５４８号
相模原市中央区相模原４丁目６番15号　オリエンス402号室
債務者　山﨑　俊彦
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５６０号
相模原市南区磯部1184番地１　ロイヤルフォルム102号
債務者　飯田　綾子
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５６８号
神奈川県座間市広野台１丁目24番１―607号　相武台ニューハイツ
債務者　飯田　芳史
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５７５号
相模原市南区大野台３丁目35番９号　ハイツサンライズⅡ―Ａ―９
債務者　山口　明美
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５７６号
相模原市南区磯部1147番地１　ライフレビュー相模の丘203
債務者　津地　守雄
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５７８号
相模原市中央区緑が丘１丁目13番11号
債務者　堀　　秀昭
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６０６号
新潟市中央区上所上１丁目15番13号、前住所北海道函館市深堀町40番２号
債務者　石井千亜紀（旧姓鎌田）
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０号
新潟県燕市八王寺1808番地　ヤマコ寮101号
債務者　梁瀬美津子
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第８４号
新潟県三条市西本成寺１丁目29番17号　モルゲンロート101
債務者　佐藤亜有美
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第８７号
新潟県燕市秋葉町１丁目２番４号
債務者　関根　直美
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第７６５号
静岡市葵区川合３丁目１番41号　スプランドールＢ―102号、旧住所静岡市葵区上土２丁目19番30号　ボナール川合Ａ棟101号
債務者　海野　アヱ
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０５号
静岡県駿東郡長泉町本宿577番地の１、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩1746番地の４
債務者　川内　幸子
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３４号
大阪府羽曳野市東阪田377番地の５
債務者　大鳥　朋美
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５１１号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番37―301号、前住所堺市中区平井151番地２
債務者　樋口　末子（旧姓東口）
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５３１号
大阪府松原市田井城四丁目９番31号メゾン福嶋第103号、住民票上の住所大阪府松原市高見の里３丁目12番11号
債務者　濵田　生美（旧姓澤田）
１　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係